

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正する条例（平成18年12月19日京都市条例第19号）（都市計画局建築指導部審査課）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）の制定及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴い、学校、病院等の建築物等の大規模の修繕又は大規模の模様替えについて適用すべき基準を、同法の利用円滑化基準に代えて、バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準とするとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成18年12月20日から施行することとしました。

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年12月19日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第19号

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正する条例

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者等」を「障害者等」に改める。

第2条第1項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」に改め、同条第2項第1号エ中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第2条第4項に規定する」を削り、同項第4号中「身体障害者等」を「障害者等」に改める。

第6条第1項、第5項及び第6項中「建築主等」を「建築主」に改める。

第8条第1項前段中「第2条第1号」を「第5条第1号」に、「利用円滑化基準」を「建築物移動等円滑化基準」に改め、同条第3項第3号及び第5号並びに第4項中「身体障害者等」を「障害者等」に改める。

第9条中「身体障害者等」を「障害者等」に改める。

第12条第1項及び第13条中「建築主等」を「建築主」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「第3条第2項」を「第14条第3項」に改め、同条第1号中「第2条第1号」を「第5条第1号」に改め、同条第2号中「第2条第8号」を「第5条第8号」に改め、同条第4号中「第2条第9号」を「第5条第9号」

に改める。

第16条の見出し中「利用円滑化基準」を「建築物移動等円滑化基準」に改め、同条第1項中「第3条第2項」を「第14条第3項」に、「第2条第11号」を「第5条第11号」に改め、同条第2項中「第5条」を「第9条」に改める。

第17条の見出し中「利用円滑化基準」を「建築物移動等円滑化基準」に改め、同条中「第3条第2項」を「第14条第3項」に、「利用円滑化基準」を「建築物移動等円滑化基準」に改める。

第18条各号列記以外の部分中「身体障害者等」を「障害者等」に改める。

第19条第1項中「身体障害者等」を「障害者等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第10条第1項第1号」を「第14条第1項第1号」に改め、同条第4項中「第10条第2項」を「第14条第2項」に改める。

第20条第1項及び第21条各号列記以外の部分中「身体障害者等」を「障害者等」に改める。

第22条の見出し及び同条第1項(第5号及び第6号を除く。)中「利用円滑化経路」を「移動等円滑化経路」に改め、同項第5号中「利用円滑化経路」を「移動等円滑化経路」に、「第13条第2項第6号」を「第18条第2項第6号」に、「身体障害者等」を「障害者等」に、「床面積は、1.83平方メートル」を「幅は、140センチメートル」に改め、同項第6号中「利用円滑化経路」を「移動等円滑化経路」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第13条第2項」を「第18条第2項」に改め、同項第1号中「身体障害者等」を「障害者等」に、「第13条第1項第1号」を「第18条第1項第1号」に改め、同条第3項中「利用円滑化経路」を「移動等円滑化経路」に改め、同条第4項中「第13条第2項第7号」を「第18条第2項第7号」に改め、同条第5項中「利用円滑化経路」を「移動等円滑化経路」に、「第13条第1項第1号」を「第18条第1項第1号」に改める。

第23条前段中「第14条第2項」を「第21条第2項」に改める。

第24条第2項第3号中「第7条」を「第11条」に、「第13条第2項第3号」を「第18条第2項第3号」に改め、同項第4号ア中「第9条」を「第13条」に、「第13条第2項第4号」を「第18条第2項第4号」に改め、同項第5号ア中「第13条第2項第5号」を「第18条第2項第5号」に改め、同項第6号中「第13条第2項第6号」を「第18条第2項第6号」に改め、同項第7号中「第11条」を「第16条」に、「第13条第2項第7号ロ」を「第18条第2項第7号ロ」に改め、同条第4項中「利用円滑化経路」を「移動等円滑化経路」に、「第13条第2項」を「第18条第2項」に改める。

第25条第3号及び第5号、第26条並びに第27条中「身体障害者等」を「障害者等」に改める。

別表1 1の項から5の項まで、7の項及び9の項から14の項までの規定中「利用円滑化基準」を「建築物移動等円滑化基準」に改め、同表15の項中「身体障害者等」を「障害者等」に、「利用円滑化基準」を「建築物移動等円滑化基準」に改め、同表16の項から22の項まで、24の項から29の項まで及び31の項から33の項までの規定中「利用円滑化基準」を「建築物移動等円滑化基準」に改め、同表2 1の項及び2の項中「身体障害者等」を「障害者等」に改め、同表3の項中「身体障害者等」を「障害者等」に、「第9条第4号ただし書」を「第13条第4号ただし書」に改め、同表4の項から7の項までの規定中「身体障害者等」を「障害者等」に改め、同表8の項中「身体障害者等」を「障害者等」に、「第13条第2項第6号」を「第18条第2項第6号」に改め、同表10の項中「第13条第2項第6号」を「第18条第2項第6号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年12月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の対象建築物等（この条例による改正後の京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項第1号に規定する対象建築物等をいう。以下同じ。）の建築、大規模の修繕（同項第5号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替え（同項第6号に規定する大規模の模様替えをいう。）については、改正後の条例第8条第1項の規定は、適用せず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に存する対象建築物等の用途の変更で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令附則第4条に規定する類似の用途相互間で行うものについては、改正後の条例第8条第1項の規定は、適用せず、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部審査課)